

# 防府市防火対象物特例認定事務処理要綱

平成24年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3の規定に基づく防火対象物の特例認定に関する事務処理について必要な事項を定める。

(認定の主体)

第2条 法第8条の2の3の規定に基づく防火対象物の特例認定に関する事務処理は、消防長が行うものとする。

(申請)

第3条 法第8条の2の3第2項の規定により、特例認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出する防火対象物点検報告特例認定申請書（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別記様式第1号の2の2の2の3。以下「認定申請書」という。）は2部とし、受付時において次の内容について確認を行う。

- (1) 記載事項に漏れはないか
- (2) 防火対象物の管理を開始した日（防火対象物使用開始届出書、不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書）、賃貸借契約書、営業許可証等で確認を行う。）

(検査)

第4条 認定申請書受理後、申請のあった防火対象物について、法第8条の2の3第2項に基づく検査を実施する。

- 2 前項の規定による検査は、特例認定検査表（第1号様式）を用いて書類確認及び現地調査により行うものとする。
- 3 第1項の規定による検査において、審査基準に適合しないことを確認した場合、その時点で検査を終了することができるものとする。

(認定・不認定の決定及び通知)

第5条 消防長は、前条第1項の規定による検査結果に基づき認定又は不認定を決定するとともに、認定通知書（第2号様式）又は不認定通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(特例認定通知証明書の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき認定通知書の交付を受けた申請者から、当該通知書の亡失又は滅失等の理由により、認定通知書による通知がなされたことの証明を特例認定通知証明願（第4号様式）により求められた場合は、特例認定通知証明書（第5号様式）を交付することができる。

(準用)

第7条 この要綱は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定に基づく申請があった場合について準用する。この場合において、第3条中「別記様式第1号の2の2の2の3」とあるのは「別記様式第14号」と、第4条第2項中「第1号様式」とあるのは「第1号様式の2」と、第5条中「第2号様式」とあるのは「第2号様式の2」と、「第3号様式」とあるのは「第3号様式の2」と、第6条中「第4号様式」とあるのは「第4号様式の2」と、「第5号様式」とあるのは「第5号様式の2」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 特例認定検査表

審査項目	判定基準	審査
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備、又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けべき事由が現にないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
取消しの有無	申請日前の3年以内において消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
取消し事由の有無	消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けべき事由が現にないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した消防法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第3条の2第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

消 防 計 画 の 実 施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあつては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。</li> <li>消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。</li> <li>消防用設備等にあつては、消防法施行規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごとに特殊消防用設備等にあつては、同規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
火を使用する設備等の管理等	法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。（火を使用する設備、指定数量未満の危険物、指定可燃物等）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

備考 審査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該審査項目は除外する。

特例認定検査表（防災管理）

審査項目	判定基準	審査
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第51条の9の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
防災管理に係る消防計画の実施	規則51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

備考 審査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該審査項目は除外する。

### 認定通知書

第 号  
年 月 日

様

防府市消防長 印

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定することを決定したので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日		
特記事項		

## 認定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市消防長 印

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第3項の規定により、  
年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、認定することを決定したので通知します。

記

防災管理 対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日		
特記事項		

## 不認定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市消防長 印

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定しないことを決定したので通知します。

**教示**

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算し1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定しない理由		

## 不認定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市消防長 印

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第3項の規定により、  
年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、認定しないことを決定したので通知します。

### 教示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算し1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

### 記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
認 定 し な い 理 由		

### 特例認定通知証明願

年 月 日

(宛先) 防府市消防長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、消防法第8条の2の3第3項の規定による認定がされた証明書の  
 交付を受けたいので、願います。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
亡失・滅失等の理由		
特記事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

### 特例認定通知証明願

年      月      日

(宛先) 防府市消防長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第3項の規定による認定がされた証明書の交付を受けたいので、願い出ます。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
亡 失 ・ 滅 失 等 の 理 由		
特 記 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

第 号

年 月 日

様

防府市消防長 印

## 特例認定通知証明書

下記の防火対象物は、消防法第8条の2の3の規定による特例認定の通知をしたことを証明する。

### 記

- 1 防火対象物の所在地
- 2 防火対象物の名称
- 3 防火対象物の管理権原者
- 4 特例認定年月日
- 5 認定通知年月日

第 号  
年 月 日

様

防府市消防長 印

## 特例認定通知証明書

下記の防火対象物は、消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3の規定による特例認定の通知をしたことを証明する。

### 記

- 1 防災管理対象物の所在地
- 2 防災管理対象物の名称
- 3 防災管理対象物の管理権原者
- 4 特例認定年月日
- 5 認定通知年月日